

## サイバー犯罪対策技術顧問の委嘱等に関する訓令

平成 26 年 3 月 25 日

警察本部訓令第 19 号

警 察 本 部 長

サイバー犯罪対策技術顧問の委嘱等に関する訓令を次のように定める。

### サイバー犯罪対策技術顧問の委嘱等に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、サイバー犯罪対策技術顧問の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令においてサイバー犯罪対策技術顧問とは、生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）の推薦により、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した顧問をいう。

(委嘱等の手続)

第 3 条 サイバー犯罪対策課長は、次の各号に掲げる要件を満たしている者のうち、適格者と判断されるものをサイバー犯罪対策技術顧問推薦書（様式第 1 号）により推薦する。

- (1) 情報通信企業の職員、大学教授その他の情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者であること。
- (2) サイバー犯罪対策技術顧問としての業務を遂行し得る体力、人格及び教養を有し、かつ、当該業務に熱意があること。
- (3) 企業等の被雇用者であるときは、雇用者等からの承認を得られる者であること。

2 本部長は、前項の推薦に基づき、サイバー犯罪対策技術顧問として適当と認めた者に委嘱状（様式第 2 号）を交付して委嘱するものとする。

(任期)

第 4 条 サイバー犯罪対策技術顧問の任期は 1 年を上限とする。ただし、再委嘱することができる。

(解嘱等の手続)

第 5 条 本部長は、サイバー犯罪対策技術顧問が次のいずれかに該当することになったときは、解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の申出があったとき。
- (2) サイバー犯罪対策技術顧問としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障が生じたとき。

2 サイバー犯罪対策課長は、サイバー犯罪技術顧問が前項各号のいずれかに該当したと認めるときは、意見を付して、サイバー犯罪対策技術顧問解嘱内申書（様式第3号）により、本部長に報告しなければならない。

（運用方針）

第6条 サイバー犯罪対策技術顧問の運用方針は、次のとおりとする。

- (1) 捜査員のサイバー犯罪捜査に必要な知識及び技能の普及に努めること。この場合において犯罪捜査及び犯罪対策の観点から実務に役立つ知識を幅広く提供するように努めること。
- (2) サイバー犯罪捜査の中核を担うより高度な知識及び技能を有する捜査員の育成に努めること。
- (3) 警察職員が最新の知識を保持するように努めること。

（任務）

第7条 サイバー犯罪対策技術顧問の任務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識及び技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (5) その他本部長が命じた事項

（順守事項）

第8条 サイバー犯罪対策技術顧問の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪対策技術顧問は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) サイバー犯罪対策技術顧問としての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又はそれに類する行為を行ってはならない。
- (3) その他サイバー犯罪対策技術顧問としての信用を傷つける、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

（助言等の手続）

第9条 所属長は、第7条各号に掲げる事項について、サイバー犯罪対策技術顧問の助言等を受けようとするときは、サイバー犯罪対策課長に連絡するものとする。この場合において、サイバー犯罪対策課長は、サイバー犯罪対策技術顧問と協議の上、助言等を受ける日時、場所等を決定し、その旨を当該所属長に連絡するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第10条 サイバー犯罪対策技術顧問に対する報酬及び費用弁償は、別に定める基準により支給する。

（事務処理）

第11条 サイバー犯罪対策技術顧問に関する事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

【 様式別表省略 】